

津波防災地域づくりについて

１．津波防災地域づくりの基本的考え方

- (1) 発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）に対しては、海岸保全施設等を整備
→ 海岸堤防、河川堤防等による人命、資産の保護
- (2) 最大クラスの津波（Ｌ２津波）に対しては、住民避難を軸としたハード・ソフトの総合的な津波対策
→ 津波防災地域づくりによる人命を守るための対策

２．津波防災地域づくりの具体的イメージ

- (1) 都道府県知事による津波浸水想定の設定
 - ・ 最大クラスの津波に対する(2)以下の施策を実施するための基本
 - ・ 最悪の状況下での浸水シミュレーション（「想定外」をなくす）
 - ・ 浸水範囲と最大浸水深を規定
 - ・ 設定のために必要な「基礎調査」を実施
 - ・ 設定後、速やかに公表、国交大臣への報告、市町村長への通知
 - ・ 社会資本整備審議会への意見聴取（必要に応じて勧告も）
- (2) 津波防災警戒区域の設定（イエローゾーン）
 - ・ 津波警戒避難体制（避難施設、避難経路、避難訓練、情報伝達等）を市町村地域防災計画に記載
 - ・ 津波ハザードマップの作成
 - ・ 避難施設（津波避難ビル）の指定、管理協定
 - ・ 地下空間施設、避難困難者利用施設における避難確保計画、津波避難訓練

(3) 津波災害特別警戒区域の設定

- ・ 病院、社会福祉施設等の一定の開発行為及び建築の規制（オレンジゾーン）
 - ・ 病室等の居室の床の高さが津波の浸水深以上であること
- ・ 住宅等の一定の開発行為及び建築の規制（レッドゾーン）
 - ・ 追加的な規制を市町村条例により実施

(4) 津波防護施設の整備

- ・ 頻度のまれなＬ２津波の浸水拡大を防止するものであるため、高度に効率的な施設整備が求められる
- ・ 既存の道路、鉄道の盛土構造物を活用し、開口部等の閘門等を整備
- ・ 道路、鉄道等と一体となった小規模ながら効率的な盛土構造物の嵩上げの整備
- ・ 施設整備にあたり技術上の基準を設定
- ・ なお、既存の道路、鉄道等の津波による浸水の防止に有用な盛土構造物は「指定津波防護施設」に指定

(5) 集団移転促進事業、土地区画整理事業等の特例の実施

(6) 推進計画の策定

- ・ 上記(2)～(5)の施策の実施のため、市町村による推進計画の策定
- ・ 関係機関による協議会等を組織して策定

3. 国交大臣による基本指針

- ・ 津波防災地域づくりの基本となる事項等を国交大臣が策定
- ・ 策定にあたり社会資本整備審議会の意見を聴取

いのちを守る津波防災地域づくりのイメージ



津波防災・減災対策の取り組み(技術的な検討が必要な事項を抽出)

